

居 宅 介 護 支 援
(契約書別紙 兼 重要事項説明書)

医療法人社団 誠信会

居宅介護支援事業者 在宅介護支援センター大江山園

居宅介護支援

(契約書別紙 兼 重要事項説明書)

当事業者の居宅介護支援の提供開始にあたり、事業者が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 法人の概要

法人種別及び名称	医療法人社団 誠信会
代表者氏名	理事長 久保 隆雄
所在地	新潟県新潟市江南区大淵 1 7 6
電話番号	025-276-2382

2. サービスを提供する事業所の概要

事業所の名称	在宅介護支援センター 大江山園
所在地	新潟県新潟市江南区大淵 2 7 7
電話番号	TEL 025-257-2707 FAX 025-257-2708
事業所番号	1570100253
管理者	阿部 綾子
通常の事業の実施地域	新潟市江南区（大江山・横越圏域 亀田・亀田西圏域）、東区（大形・木戸圏域 石山・東石山圏域）、中央区（山潟圏域）、北区（岡方・光晴圏域）、秋葉区（新津第一・新津第二圏域）。 但し、事業所区域外であってもサービス提供行なう場合があります。
営業日	土、日、祭日を除く毎日 但し、年末年始（12月31日～1月3日）、お盆（8月14日～15日）を除きます。
営業時間	8：30～17：30

3. 従業員の勤務体制

職 種	員 数		
	常勤	非常勤	計
介護支援専門員	2人以上	0人	2人以上

4. 提供するサービスの内容

- ① 「居宅介護支援」は、利用者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類及び内容、これを担当するサービス事業者等を定めた居宅サービス計画を作成すると共に、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び利用者が介護保険施設への入所を要する場合にあたっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行なうサービスです。
- ② 具体的には、次に挙げる業務を行ないます。
- ・ 利用者のお宅を訪問し、心身の状態を適切な方法により調査します。
 - ・ 調査した結果と、利用者自身や家族の希望を踏まえ、介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）を作成します。
 - ・ 介護サービスの提供の状況や、利用者の心身の状態や家族の環境について、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握、管理します。
 - ・ 私たちのみならず、介護サービスを提供する事業所についての相談、苦情の窓口となり、問題を解決します。
 - ・ 要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介を致します。

5. 業務取り扱い方針

「居宅介護支援」の基本方針は、次の通りです。

- ア 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行ないます。
- イ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び、福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行ないます。
- ウ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び、人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定のサービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行ないます。利用者は複数の事業所に紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- エ 居宅介護支援の提供に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- オ 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行なうとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行ないます。
- カ 居宅介護支援の提供に当たっては、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

6. 担当の介護支援専門員

サービス提供を担当する介護支援専門員は、次の通りです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名 _____ 連絡先（電話番号） 025-257-2707

7. 利用料金

- ① 在宅でサービスを希望する場合は居宅サービス事業者に居宅サービス計画の作成を依頼します。その作成費用は次の通りですが、原則としてその全額が介護保険から給付されるため、利用者負担はありません。

介護度	居宅介護支援費
要介護 1, 2	11,088円 (1,086単位)
要介護 3, 4, 5	14,406円 (1,411単位)

- ② 加算について

要件を満たす場合に、利用料に以下の料金が加算されます。原則として利用者負担はありません。

加算	加算額	内容
初回加算	3,063円	新規に居宅サービスを作成する場合
入院時情報連携加算Ⅰ	2,042円 ／月	病院に入院してから3日以内に情報を提供した場合
入院時情報連携加算Ⅱ	1,021円 ／月	病院に入院してから4～7日以内に情報を提供した場合
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,594円	必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている場合
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,126円	必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている場合
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,126円	必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている場合
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,657円	必要な情報の提供を2回受け、うち1回以上はカンファレンスによる場合
退院・退所加算(Ⅲ)	9,189円	必要な情報の提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスによる場合
特定事業所加算Ⅲ	3,155円	厚生労働大臣が定める、加算の体制要件、人的要件を満たす場合
特定事業所加算A	1,021円	厚生労働大臣が定める、加算の体制要件、人的要件を満たす場合
通院時情報連携加算	511円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師に情報提供を行い、必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
緊急時居宅カンファレンス加算	2,042円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅訪問しカンファレンスを行ないサービス調整した場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,084円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合

③ 減算について

サービスの提供にあたり必要とされる次の要件を2ヶ月以上満たさない場合は、基本単位数の50%の額を減算します。

- ・ 利用者の解決すべき課題の把握（アセスメント）にあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者及び、その家族に面接してこれを行なうこと。
- ・ アセスメントを通じて作成した居宅サービス計画の原案の内容について、サービス担当者会議の開催または照会等により、当該原案に位置づけたサービスの担当者から意見を求めること。
- ・ 居宅サービス計画原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。
- ・ 上記の手続きを経て作成した居宅サービス計画及び、当該計画に位置づけたサービスの担当者に交付すること。
- ・ 居宅サービス計画の作成後において、特段の事情がない限り、少なくとも月1回、利用者のお宅を訪問し、利用者に面接すること。及び、少なくとも月に1回、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）の結果を記録すること。
- ・ 要介護認定または、要支援認定の更新があった場合等において、サービス担当者会議の開催又は、照会等により居宅サービス計画の変更の必要性について、当該計画に位置づけたサービスの担当者から意見を求めること。

④ 特定事業所集中減算

正当な理由なく直近6ヶ月間に作成された居宅サービス計画のうち、特定の事業所の割合が80%以上である場合、月に200単位を減算します。

⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬の1%を減算します。

⑥ 業務継続計画未策定減算（令和7年4月1日より施行）

感染症または災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が策定されていない場合、基本報酬の1%を減算します。

8. サービスの終了

利用者の都合によりサービスの利用を終了する場合は、速やかに次の連絡先（担当の介護支援専門員の連絡先）までご連絡ください。

連絡先（電話番号） 025-257-2707

9. 事故発生相談窓口

- ① 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次の通りです。当事業所が提供したサービスに関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置づけたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

窓口設置場所	居宅介護支援事業者 在宅介護支援センター大江山園
担当者	管理者 阿部 綾子
連絡先（電話番号）	025-257-2707
窓口受付時間	8:30～17:30

② 利用するサービスに関する苦情は、次の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	連絡先	電話番号
市の窓口	横越地域保健福祉センター 江南区役所健康福祉課 新潟市福祉部介護保険課	025-383-1000 025-382-4383 025-226-1273
県の窓口	新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

令和 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、上記の通り説明しました。

事業者 所在地 新潟県新潟市江南区大淵277番地

事業者名 在宅介護支援センター 大江山園 印

説明者氏名 介護支援専門員

契約書及び本書面により、事業者から重要な事項の説明を受けると共に、居宅介護支援の開始及び、個人情報の使用について同意しました。

利用者 ご住所

お名前

代理人 ご住所

お名前